



特集

村の財政ってどうなっとん？

◎一般会計決算の状況
・過去10年間の歳入歳出

	年度	歳入	歳出	差引	差引きのうち繰越分
決算	平成25年度	24億9,690万円	23億430万円	1億9,260万円	800万円
	平成26年度	22億2,674万円	20億6,127万円	1億6,547万円	2,555万円
	平成27年度	22億5,533万円	20億7,702万円	1億7,831万円	1,340万円
	平成28年度	27億7,219万円	26億3,031万円	1億4,188万円	7,048万円
	平成29年度	32億7,354万円	31億784万円	1億6,570万円	123万円
	平成30年度	30億7,425万円	29億5,424万円	1億2,001万円	617万円
	平成31年度	38億3,796万円	37億5,400万円	8,396万円	768万円
	令和2年度	36億6,475万円	35億2,347万円	1億4,128万円	5,127万円
	令和3年度	41億194万円	39億1,128万円	1億9,066万円	1,618万円
	令和4年度	37億3,649万円	34億8,394万円	2億5,255万円	8,325万円
予算	令和5年度	43億40万円	43億40万円	-	-

※令和5年度は、12月の補正予算までを計上しています。

・基金の状況

基金	令和4年度末残高	一般会計にかかる基金残高の計
財政調整基金	2億1,554万円	15億2,750万円
減債基金	2億3,887万円	
その他基金	10億7,309万円	

・起債残高の状況(過去10年)

(単位：億円)

H25	H26	H27	H28	H95	H30	H31	R2	R3	R4	R5 見込
22.5	22.4	21.4	21.4	24.2	27.9	37.8	39.9	45.1	42.2	48.3

令和4年度では、年間4億9,722万円の元利償還を行っています。

・財政構造

(単位：%)

	H25	H26	H27	H28	H95	H30	H31	R2	R3	R4
A 実質公債費比率 (3か年平均)	9.8	9.9	9.1	8.6	7.7	8.5	8.8	9.8	10.6	12.7
B 将来負担比率	23.7	-	-	-	-	-	19.4	10.6	26.6	21.3
C 経常収支比率	89.4	92.4	88.6	87.2	91.3	95.6	90.2	88.1	89.7	94.5

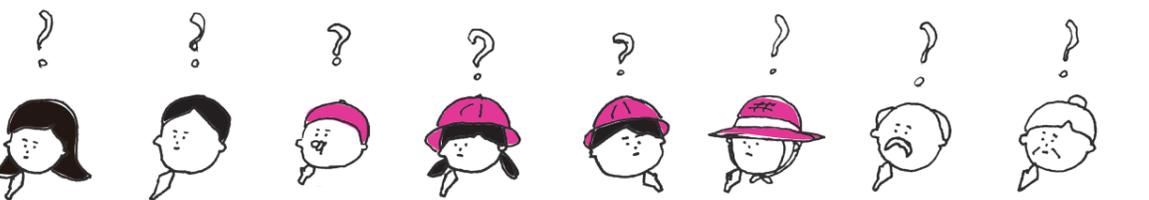
※B 将来負担比率が0.0以下の場合(-)

※次ページより、来月にかけて3つの指標について解説していきます。

- A 実質公債費比率
- B 将来負担比率
- C 経常収支比率



村のあれってどうなっとなん?



西栗倉の「今」を紐解く

今月のテーマ

村の財政ってどうなっとなん?

3つの指標でみる村の財政の今とこれから

自分の住んでいる地域のお金事情「村の財政状況って今どうなっているの?」「村の将来は大丈夫なのだろうか?」「決算資料はついていてくれるけど言葉がよく分からない」と思われている方に。今回の特集では、2号に分けて西栗倉村の財政状況はどうなっているのか、財政をみる上で代表的な指標に合わせお伝えしていきます。

1 指標の前に最近の決算の状況などを確認してみましょう。

西栗倉村では毎年、「一般会計及び特別会計決算等について」という資料を広報紙と一緒に配布しています。その前提として、監査委員による「決

算監査」、議会による「決算認定」といった過程を経ています。

今回は3つの指標で「どうなっとなん?」をお伝えしていきますが、まずはおさらいも含めて決算状況を再度、ご確認いただければと思います。

- A. 実質公債比率
- B. 将来負担比率
- C. 経常収支比率

その後、そこから見えてくる指標3つの指標についてお知らせします。

西栗倉村には一般会計の他、7つの特別会計があります。会計によっては、一般会計からの繰り出しによって編成するものもあります。今回の特集では原則、一般会計について取り上げていきます。

・地方債は借金? 借入となりますので、借金ではありません。ただし、普通の借金とは異なり国が認めたものについては、事業によって元利償還金や借入額の一部が交付税措置されるものもあります。例えば、「過疎対策事業債」は、村が事業を行う際、最も利用する起債ですが、毎年の元金償還に対し、7割の交付税が措置されます。もちろん条件は様々ありますが、簡単にいうと村は3割のお金を独自に用意すれば事業が行えることとなります。ただし、3割であってもたくさん事業を行うことで、毎年の累積償還額が増えてくると、償還に充てる比率が大きくなり、財政を圧迫することになります。

A 実質公債費比率

1 何を見る指標なの？

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金(公債費のうち、村債の元金・利子の償還にあてられたもの)及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

標準財政規模とは、税込等の経済的な一般財源の規模を示すもので、税込入等に普通交付税を加算したものです。

実質公債費率は、その年度に返済する借入金額の標準財政規模に占める割合のことです。

この「実質公債費率」を含め、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「将来負担比率」の4つの比率を合わせて「健全化判断比率」といいます。

地方債を基礎数値としてシミュレーションした結果、令和6年度の14.3%をピークとして減少傾向となります。

実質公債比率の算定式は下記のとおりで、単純に標準財政規模が増加するか、地方債の元利償還が減少するかで公債費率は減少します。シミュレーションは令和4年度までは実績値、以降は振興計画上の事業の執行を前提とし、人口推計等による標準税率および交付税額等の推計値を元に行っています。解析・解説すると、令和6年度以降公債費率が減少していく理由は、分子となる数値が減少する割合に比べて分母となる数値が減少する割合が少なからずです。(算定式は下記のとおり)まず、分子は元利償還金の毎年の償還に対して7割〜8割交付税措置される有利なものを多く利用していること、償還が満了するものがあるためです。一方で分母は、普通交付税+税収等から元利償還にかかる交付税算入額を差し引いたもので、交付税の算定率が大きく変わらな前提ですが、全体的には人口推計による前年度からの僅かな減少に留まっています。また、公債費の増加により交付税措置も増

2 基準はあるの？

早期健全化基準25%

【行政がすべき事】
早期健全化基準である25%を超えた場合には、健全化判断比率を公表した年度の末日までに、比率を基準以下にすることを目標とした「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※計画の策定を前提に一般的な許可基準により許可される。

財政健全化計画
・基準以上になった要因、財政の基本方針、年度ごとの見通しを明記する。
・策定には議会の議決が必要。外部監査の要求を義務付ける。

・実施状況を毎年度議会に報告し公表
・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告
財政再生基準 a a a 35%
【行政がすべき事】
財政再生基準以上である場合には、再生判断比率(健全化判断比率から将来負担比率を除いたもの)を公表した年度の末日までに、「財政再生計

額となりますが、この公債費は下記算定式内に「元利償還に係る基準財政需要額算入額」とあるように、実質公債費率の算定では分母・分子ともに差し引くものとなる結果、影響はなく、むしろ近年の物価上昇による影響を考慮した算定条件の見直しや制度変更に伴う支出経費増に対する交付税額の増額等により分母は微減〜微増となつていきます。以上のことから、交付税措置率の高い地方債であれば公債費率の面においては大きな影響はないと言えますが、次号以降で説明する経常収支比率や将来負担比率に影響があり、地方債の発行が増える程、財政運営を圧迫することから、適切かつ計画的な地方債の発行が求められます。

引き続き必要な投資は行いつつも公債費率を注視し、財政運営を健全に保てるよう努めて参ります。

画」を定めなければなりません。

※借りられる地方債が限定される

財政再生計画
・財政再生計画を策定(議会の議決)
(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求められることができる

【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告

・プラス要因(比率が減る・数値が低くなる)
・地方債の元利償還金が減る
・交付税が増える
・税金が増える
・マイナス要因(比率が増える・数値が高くなる)
・交付税が減る
・税金が減る

・税金が増える
・税金が減る

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 年平均)

- 準元利償還金 = 1 から 5 までの合計額
- 1 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
 - 2 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
 - 3 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - 4 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - 5 一時借入金の利子

3 悪くなるとうなるの？

標準的な収入に占める借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものなので、借金を返すことだけに促されて、新たな取組や普段必要な行政サービスにお金を回せなくなりません。結果的に行政サービスの質の低下だけではなく、取組そのものが無くなることも考えられます。

県平均 6.3% 町村平均 9.4%

・村の数字は？
平成29年度は7.7%でしたが、令和4年度には12.7%となっています。平成29年度からは50%の増の上昇傾向ですが、これはあわくら会館を始めとする公共施設の更新、道路・橋梁などのインフラ整備、脱炭素・再エネ推進事業等への投資によるもので予測の範囲内の推移となっています。令和3年6月に策定した『第6次西栗倉村総合振興計画(以下、振興計画)』の中で、地方債を活用する予定で計画している事業(令和3年度〜令和5年度までに未実施のものも含め)を令和6年度以降にすべて実施し、それに伴い発行す

村の実質公債費比率



議会
だより

定例議会 令和5年12月



新田 義純 議員

質問事項 新田議員①

農業経営の法人化について

質問要旨

塩谷地区の水田耕作者の平均年齢は、69.9歳です。高齢化による非農家になられる方や離村による農地放棄により、耕作放棄地が目立ち始めています。村内の農地を守り、農業を持続可能なものにするためには、農業経営の法人化等の施策が必要と考えます。

現在の状況と課題を踏まえ、今後の村の農業政策についての見解を村長へ、農村RMOの形成を含め、農業経営の

法人化の可能性と課題について産業観光課長に伺います。

答 青木村長

今後向かうべきは、農地の集積と経営体の法人化だと考えます。農業もしっかりとした財務体制を備え、人材育成が自律的に図れる事業として変化、成長していく必要があります。

答 萩原産業観光課長

現在、農業法人設立に向けて取り組まれている農家を支援しています。将来的には、この法人が村の農地を集積し、守っていくと考えています。

また、今年度から村内全域で多面的機能交付金事業も導入しています。農家だけでなく非農家を含めて農地を守っていく活動を村に取り入れていきます。農地を守る視点と儲ける農業の視点が必要です。現在、担い手農家が集積している圃場を当該法人がどのように

継承していくか、そして自立的経営を可能にできるかという課題があります。

問 新田議員

複合的な経済基盤をつくらせていくRMOの形成について、どのようなモデルをお考えになるのか。また、農用地として維持することが困難な農地、今細々と耕作している田んぼを今後どう扱うのか。

答 萩原産業観光課長

生産のみでは収入の確保は難しく、自分で商品を作って販売する形態にしないと、十分な収入は得られません。現時点でどのような商品、原材料を生産し加工し売っていくか具体的にありませんが、そういう視点が必要です。村の農地を維持していくには効率の良い農地は確保、山際の難しい田は非農地化していくことも必要と思います。地目は田でも荒れているところは

農業委員会に諮って、農地から外すことも順次進めています。

結 新田議員

農地は、村を守る根幹。農地なくして村は成り立っていない。800年の歴史の中で脈々と守られてきた農地をいかに維持していくか。はかなくも峻別により末端の農地がやがて耕作放棄地となり、村が末端から壊死をしていく。農業政策は今後の村づくりの方向性が問われています。

質問事項 新田議員②

孤独・孤立の状態にある方への支援について

質問要旨

本村の理念は「生きるを楽しむ」であり、SDGs未来都市等への取組みにより、誰ひとり取り残さない社会の実現や、つなぐ・つながる笑顔あふれる西栗倉村となるよう施策の推進が図られていると思います。8050問題としてクローズアップされているひきこ

もり対策は、重要かつ喫緊の課題です。

孤独・孤立の状態にある方への支援について、これまでの取組と、ひだまりへの一元化によるゆうゆうハウス閉鎖後の手だてを含めた対応について伺います。

答 高木保健福祉課長

令和3年度から、福祉事務所、地域包括支援センター、社協、診療所、障害サービス事業所じゅーく、介護サービス事業所など、村内の福祉に関わる全ての機関が一堂に集まり、多機関での支援体制を取っています。

ひきこもり対策は、いろいろな相談支援の中でも一番難しい案件です。ひきこもりには、家から出られない人もいれば、コンビニや図書館などには行くことができるなど、様々な状態があります。経済的な生活困窮の方は、困ったときには福祉事務所や社協へ相談に来られ、そのときは何らかの支援ができます

が、ひきこもりの方の支援は大変デリケートであり、今まで積極的な介入ができていないのが現状です。ただし、村内のひきこもりの方の把握はできており、そのうち手帳等を持っておられる方は、

保健師が定期的に訪問しています。また、8050問題と言われる世帯も把握はできおり、仕事に関する相談があれば就労への支援を行っています。

最後に、ひだまりとゆうゆうの一元化後の空きスペースの活用ですが、小規模多機能のサテライトでの利用及び福祉的な利用を関係部署で話し合っています。

結 新田議員

70代はSNS世代です。新しくできるスペースには、ぜひICTの活用を図っていただきたい。今後のゆうゆうハウスのスペースのありようは、福祉施設の在り方に大きく影響すると思います。全世代型のスペースを設けることが一つのコンセプトではなろうかと思えます。

質問事項 新田議員③

水道水の安全について

質問要旨

西栗倉村には4つの浄水場があり、令和5年度西栗倉村水質検査計画書に

より水道を安定供給することにも、安全な水道を提供されています。同計画書には「水質検査計画の策定及び浄水、原水の品質検査結果は、広く村民に公表するために検査結果を速やかに閲覧可能にする」てあります。

そこで、水道に係る通年及び臨時の対応について建設課長に、安全安心の根本である水道の水源地をどのように守るのかを村長に伺います。

答 佐藤建設課長

安全な水道水の供給に重要なのが水質検査です。検査の頻度は、毎月1回、3か月に1回、年1回など、過去の検査結果や水源の状況等を勘案して、項目別に違います。検査結果は、建設課窓口で閲覧できるようにしています。

この度の県下他自治体の報道等に係る臨時の対応では、厚生労働省と岡山県よりPFOS等の濃度把握検査の実施に努める旨の通知がありました。

本村は、検査予定のなかった北部、塩谷、引谷浄水場の3か所で追加検査を行い、その結果全てが暫定目標値未満でした。中央浄水場は、11月の定期検

査に合わせて実施し、同じく検査結果は暫定目標値未満で、PFOS等は検出されませんでした。

答 青木村長

取水場から上流にある山林の水源涵養林としての管理が必要です。また、上流部の土地の所有権者は、その地内で地下水を取水する権利を有しますが、その取水量、方法によっては水源地向の影響が出ないとも限りません。そのため村では、地下水の取水に対する規制条例を設けて、これを制限しています。

結 新田議員

窓口で閲覧できる、なかなかそれが見えませんが。幾つかの自治体のホームページをみてみると、毎月水質検査結果を公表しています。それによってオーケーですよというのは非常に安心につながると考えれば、住民サービスとして必要ではないかと思えます。

村民に不安を抱かせたニュースであります。ぜひ危機の感性を高めて広報活動を行うなど迅速な対応を図っていただきたい。



田中 貞己 議員

質問事項

田中議員

国道373号歩道接続について

質問要旨

影石地区の拡幅工事は20数年前に完成しています。ですが歩道接続は未だに完成のめどすらたっていない。心配しながら子供達が毎日通学する様子を見ています。保護者の方も大変不安だと思

います。事故があつてからでは遅いです。PTAから歩道の早期完成の要望も毎年上がっています。子供達と村民の安全を確保するために岡山県に働きかけていただきたい。

答

佐藤建設課長

影石地区の未改良付近の工事は、平成9年から14年頃にかけて進められ、平成16年度に国庫補助終了と同時に事業完了となりました。

現在の道路形態となつて19年が経過しています。この未改良区間は、中学校が近くにあり、影石以北の生徒の通学路となつていいます。西側は吉野川に接し、路面の高

低差と大きなカーブがあり、特に冬季間は交通の難所となつています。村PTA連合会から子供たちの安全な通学確保のための道路改良の要望書を毎年受けているところです。

答

青木村長

道路改良の事業再開は、一旦国庫補助事業が終了しており、岡山県も予算確保のために事業化していく作業があります。村としては、道路管理者である岡山県に対し事業再開を継続的に要望してまいります。

答

青木村長

影石地区の歩道については、美作県民局長への要請、また先頃開かれた兵庫・岡山両県境隣接市町

村振興協議会において、岡山県生活安全部長へ直接対応を要求したところです。

関係地権者との用地交渉が必要となります。岡山県とも協議し、皆様のご協力を得ながら進めてまいります。

結

田中議員

前村長から現村長まで何も進展が無かつたと思います。早急に整備をしていただきたいと思ひます。



芦谷 武司 議員

質問事項

芦谷議員①

村の人口を維持し、さらに増やしていくための方策に関して

質問要旨

本村は1ターンの方の人口比が高く、かつ地域おこし協力隊の方が任期後も残られる割合が他の自治体より高いと伺っています。ですが、それでも何割かの方が数年で去られています。その理由は何だと分析していますか？

移住してこられた方達に長く住み続けていただくために、これまでに行ってきた手立て及び配慮について、そして今後の方策について伺います。

答

上山地方創生特任参事

地域おこし協力隊員が去られる理由は、起業型では1名が転出、もう1名が事業の見解が村と異なるという理由で退任されています。企業研修型では、採用した事業者との見解の相違や職場環境・人間関係によるものが9名、家族のために活動継続できなくなった方が2名、体調不良が2名となっています。行政連携型では、観光施設の事業者と見解の相違等があり、3名やめられています。

どのような対応を村としてやってきたかという点、事業者向けの研修会を毎年開催しており、事業者に制度説明や協力隊を活用する事業の注意点、関わり方、過去数年に起きた問題事例を例示して、事業主と協力隊管理者にお話しています。事業者と村内にネットワークを広げて、推進室の複数人で情報収集を心がけています。問題が発生した場合は、原則、両者から言い分を聞き、役場も交えた3者面談の場で課題の解決を図ることにしています。事業者及び隊員の方それぞれに年に1回から2回面談を行い、できる限り状況を収集するように努めています。

結

芦谷議員

事業者のところについては、派遣の形から、現在は会社内で

すでに転出された方に伺うと、感謝の意とともに「西栗倉の役に立ちたいと思って来られている方も多いように感じた。暖かく支援してあげてほしい」という声がありました。よい思い出を残して転出したのであれば、次につながったり、村への好感度が上がると思います。「関係人口」をつくっておくことが、人口を維持する一つの手段になり得ます。僅かな期間であったとしても、出会いを大切に、西栗倉のファンづくりを行政として頑張っていたいただきたい。

質問事項

荻谷議員②

高齢者福祉の充実について

質問要旨

村民の暮らしに関わる新たな試みについて村長は、「医療・介護を自宅を受けられ、できれば在宅で最期を迎えられる独自の仕組みづくりの検討に入る」と新聞社の首長インタビューで以前に伝えておられます。望まれる方が自宅で最期を迎えることができるのであれば、とても幸せなことだと思えます。進捗状況についてお聞かせください。

答

青木村長

現下の村の課題は、若い世代から終末期に至るまでの健康管理や課題を共有できるドクターの存在です。現体制で関わっていただいている医師、病院等に問いかけ、しかるべき医師の確保を模索しているところです。

終末期、看取り期には、ADL能力の低下が顕著になってまいります。疾病そのものの治療というよりも、緩やかに進行する身体的な不具合、つまり栄養、排せつ、呼吸、皮膚、痛みなどへの対応が必要になります。在宅の場合、こうした医療は、診療所や大原病院の訪問診療、訪問看護で行っているところです。

(株)ネは、令和6年4月からゆうゆうハウスの通所訪問事業と小規模多機能施設ひだまりを、より柔軟な対応、また、機能を向上するために統合することを発表しています。利用者の医療、介護状況は、村内の事業所と診療所の間で常時情報のやり取りをしていますし、大原病院ともケアマネジャーを通じて連携が図られています。

終末期医療、介護、看取りを自宅で行う場合、ご本人、ご家族いずれもがその選択をする必要があります。どちらかがそれを望まない場合は、実現しません。ご本人、家族、支援機関が意思疎通できる時期に、終末期、看取りに際しての共通認識を持つておく必要があります。

結

荻谷議員

村民の方々は、できるだけ長く知り合いのいる村で過ごしたいと思っておられます。想いがある方ができるだけ村に残れるように、いろいろな面で支援していただきたいと思います。

答

青木村長



大上 伊三男 議員

質問事項

大上議員

村有財産収受及び処分の議決について

質問要旨

私有財産の管理(相続者不明・西粟倉村不在による放棄状態)がなされていない物件について、村所有として再活用や個人使用の斡旋等の施策が必要と思われれます。また、村有財産の処分についても議会の議決が必要と思われれますが、村長のお考えを伺います。

村内には私有財産のうち放棄状態となっている物件があります。同時に、移住の目的で村に賃貸の住居を求めても、なかなか適した物件が探せない現状があります。

村が制度を設けている空き家改修補助事業あるいは除却補助事業等を所有者または相続者の方に上手に活用いただくため、固定資産税の課税通知書送付の際には物件等の利活用のお知らせを同封しています。また、空き家バンクで物件の紹介しており、現状は登録件数4件、これまでの成立件数は23件(賃貸18件、売買4件、寄附1件)です。

次に、財産処分の議会の議決との関係です。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に、議会の議決に付すべきものは、予定価格

問

大上議員

700万円以上の不動産若しくは動産の買入・売却、土地は1件5000㎡以上のもものと規定されています。百年の森林構想を進める上で必要な村有林の皆伐等は、条例にあります財産処分に該当しないと考えます。県内の他自治体においても、伐採収入として予算計上するけれども、土地等と異なり、運用的扱いという判断です。

私が懸念するのは、個人が放棄された物件は年々増えていくだろうと。それをすべからず村が受け取って管理をしていては、利用価値のない所も出てきます。簡単に個人の財産を行政に移すには無理があると思えます。今言われた予定価格700万円とか、1件5000㎡、そういった件についてはどういう考え方がお

聞きます。

答

青木村長

山林を土地付きのまま売却する場合は、財産処分になります。しかし林業には、皆伐をし、植林をし、そしてまた育てていく循環が必要です。今やっている皆伐や間伐は、収入を得る目的で行っているのではなく、林業の循環を目的としてやっているという判断です。

結

大上議員

村有林の財産処分については、後々協議を重ねていかなくはならないところがまだ残っています。次にそういう諸問題等があれば、また質問させていただきます。



あわくら会館で
行われる
「生きるを楽しむ」
イベント・活動

あつまる、つながる、やってみる

あわくら会館



あわくら会館で「生きるを楽しむ」様子を紹介



うっちー先生の読み聞かせ会

12/9 (土)にうっちー先生のクリスマス読み聞かせ会を開催。今回の参加者は村民100パーセント！うっちー先生もすっかりおなじみになって子どもたちから「うっちーせんせ〜い」との親しみのこもった声も飛び交います。次回は3/10 (日)にひな祭り読み聞かせ会を行います。



しめ縄作りワークショップ

12/10 (日)にしめ縄作りを行いました。18名もの参加者でにぎわい、初めに太刀川晴之さん(エーゼロ)から藁の出来るまでのお話の後、新田茂さんよりしめ縄作りを教えてくださいました。縄編みに苦戦しつつも、出来上がったしめ縄に皆さんほっこり顔でした。



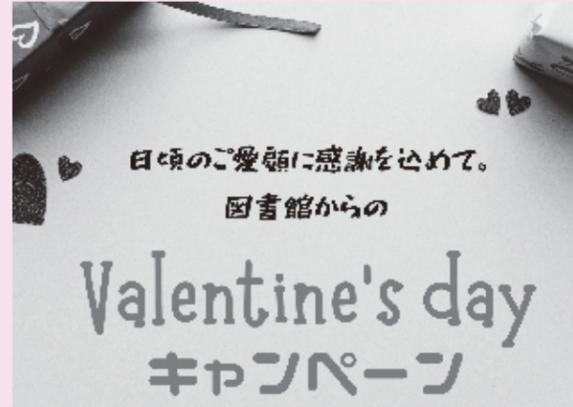
小さい子向けの卓球台を寄贈
いただきました！

小さな子向けの卓球台が百森ひろばに仲間入りしました！ミニラケットも図書館カウンターで貸し出しできます。たくさん遊んでくださいね♪



図書館からのお知らせ

日頃のご愛顧に感謝を込めて！バレンタイン企画
2/14 (水) から一般書5冊以上を借りるとプレゼントをお持ち帰りいただけます。プレゼントは展示もします。なくなり次第終了ですので、ほしい方はお早めに♪



※あわくら会館イベントの詳細は別紙チラシをご覧ください。

今年も図書館の蔵書点検がはじまります。

期間：2024年2月19日(月)～23日(金)
※23日は祝日のため休館日です。

蔵書点検期間中の図書館は休館になります。図書の返却は返却ポストをご利用ください。ご不便をおかけしますがご理解とご協力をよろしくお願い致します。

図書館の
おやすみ **2月** 11日(日)
19日(月)～23日(金)蔵書点検期間
あわくら会館 開館時間 8:30～22:00
あわくら図書館 開館時間 10:00～18:00
図書館の休館日：祝祭日、毎月最終月曜、年末年始

図書館の新刊案内

『紫式部本人による現代語訳「紫式部日記」』 一般書
古川日出男／著 新潮社



一条天皇の后が里帰り先で臨月に。その父で朝廷の最高権力者・藤原道長を始め、皆が固唾を飲んで見守る中、後に仕える私はなぜか憂鬱。2024年大河ドラマで大注目、『源氏物語』の作者・紫式部の肉声が甦ります。

『イチゴ高設栽培の作業便利帳』 一般書
伏原肇／著 農山漁村文化協会



屈み作業がなくて楽ちんだが、土耕栽培のように地下からの毛管水がないところが盲点のイチゴ高設栽培。土耕と高設栽培の利点や欠点を比較しつつ、高設栽培の設置や管理方法について詳しく解説する。

『粕汁の本 はじめました』 一般書
松島むう／文 西日本出版社



おいしい粕汁、変わった粕汁、発祥の地と言われる場所の粕汁、居酒屋の粕汁。立ち飲みの粕汁や、酒粕豆知識など粕汁の魅力満載。変幻自在の発酵食、粕汁を思う存分ご賞味ください。

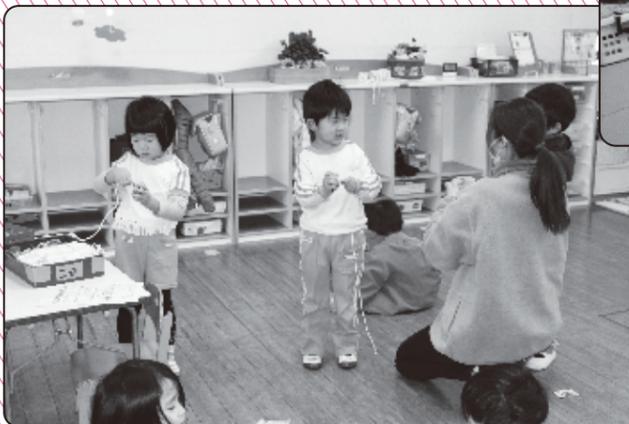
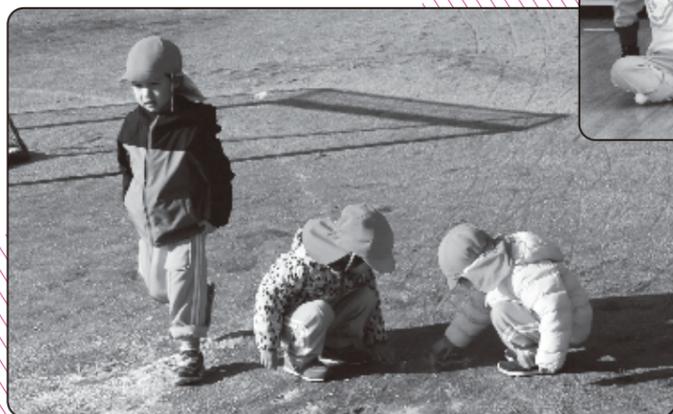
『大ピンチずかん2』 児童書
鈴木のりたけ／作 小学館



子どもが大ピンチに陥ってしまったとき、その大ピンチの理由がわかれば、そんなにおそれることはない。さてきみの大ピンチの原因はなんだろう？ドキドキ？イライラ？それともつらい？

※書籍の情報は版元ドットコムHPより参照

お問い合わせ先 あわくら会館・図書館 TEL 0868-79-2116 教育委員会事務局 TEL 0868-79-2216



保育園

親子の笑顔が集まる場所
「バンビ」

保育園のとなりにある「つどいの広場バンビ」。親子が気軽に集える場として、遊び場の提供を行うほか子育て情報等を提供する地域の子育て支援拠点の場として開設しています。月1回は、村の保健師、助産師による「すくすく子育て相談日」を設け、身体測定や子育ての相談を行っています。また、クリスマス会や離乳食教室など保護者の方の関心がある講習や親子で参加できるイベントなども行っています。

他にも、ベビーベッドやチャイルドシートなどの子ども用品の無料レンタルや地域の方から提供された子ども服等のリサイクルなども行っています。

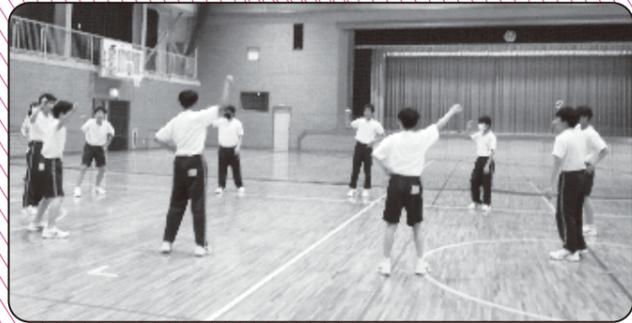
同世代の子どもを持つ親同士が繋がることは心強く同じ悩みを共有することで心が少しでも軽くなります。西粟倉の親子が安心して遊べて楽しく子育てができるようにと願っています。

幼稚園

冬ならではの遊び

気付けば2024年が始まりました！今年も辰年。干支について絵本を読み「ね・うし・とら・う・たつ・み…」と口ずさむ子どもの姿が見られました。コマ回しや福笑いなど伝統遊びに夢中になって遊ぶ子どもたち。コマ回しが難しく苦戦しながらも何度も何度も繰り返し練習を重ねることだんだん上手にできるようになりました！できないお友だちに教え合う姿も見られ、成長を感じる毎日を感じています。ルールを決めて対決をしてみたり、手の上のせて回してみたりと様々な工夫をしながら楽しんでいる子どもたちです。

外に出ると氷が張っているところや霜柱を発見！サクサクと踏んで音や感触を楽しんでいる姿も見られます。寒さに負けず元気いっぱいな子どもたちです。



小学校

ふるさと元気学習

ふるさと元気学習とは、文字通り、「ふるさと」西栗倉を元気にする学習です。1・2年生は生活科、3・6年生は総合的な学習の時間に、自分たちで考え、やってみたい、知りたい、もっと良くしたいという思いを原動力に活動します。

本年度、1・2年生は自分たちで幼稚園児との秋パーティーの企画。3・6年生は、村内への見学。話し合いや立案、交渉、提案なども自分たちで行い、小学生の視点で西栗倉村を元気にする活動を展開しています。

15歳の春を目指し、幼小中年間の一貫した教育の中で、子どもたちがそれぞれの学年で取り組んだこの活動は、大人になってからもずっと心に残り、自分を支える活動になることでしょう。予測不可能な現代を生きる上で大切な考える力、行動する力につながる学習です。

中学校

毎日カップ中学生体力づくりコンテスト 優秀賞受賞！

12月9日(土) 毎日新聞社東京本社にて、「毎日カップ中学生体力づくりコンテスト」の表彰式が行われ、保健体育科の浜瀬未夢教諭が本校代表として出席しました。今年で37回目となるこのコンテストには、毎年4000校を超える学校が全国各地からエントリーし、新体力テストのスコアや体力・健康作りのための取組などが審査されます。本校では昨年度から保健体育の授業の中で、長距離走のタイムや新体力テストのスコアを順位付けすることで向上心を持って活動に取り組んだり、体力要素を高めるダンストレーニングを全学年で実施するなど体力を高める取組を行ってきました。そして最終審査の結果、「優秀賞」という全国で7番目に値する賞を受賞しました。今回の受賞により、さらに生徒たちが意欲的に、向上心を持って体力作りに励むことを期待しています。

【クリエイティブツール講習受講者の作品を会館に展示します】

むららぼでは、村民や関係人口の方々テクノロジーを身近な手段として使えるよう、木材やアクリルなどに彫刻・切断加工ができるレーザー加工機、立体の造形ができる3Dプリンター、布や木材にもカラー印刷ができるUVプリンターといった機材を用意しています。

昨年10月には、村内在住の方を対象に、これらの機材の使い方を学び、製作実践できる二か月間のクリエイティブツール特別講習を実施しました。

講習には年代・職業・興味関心などが様々な8名の方が参加してくださいました。受講者の作品を1月17日(水)〜31日(水)にあわくら会館で展示しました。ご覧いただいた皆様、ありがとうございました。

クリエイティブツールはむららぼの工作室会員に登録後、機材講習を受講することで誰でも利用できます。



今期クリエイティブツール特別講習受講生の皆さん



受講者の作品例

西栗倉むらまるごと研究所

手話言語条例を制定しました

手話は言語であるとの認識にもとづき、「西栗倉村手話言語条例」を制定しました。ろう者について、理解を深め、手話が使いやすい環境を整えることで、ろう者と聞こえる人たちが、互いに尊重し合い支え合いながら生きていける地域社会の実現を目指します。

◇手話とは、音声言語とは異なり、手指や体の動きとともに表情やしぐさなどを使い、気持ちや伝えたいことを表現するもの

◇ろう者とは、日常生活や社会生活で手話を言語としてコミュニケーションを図る人たち

○条例の概要

「基本理念」ろう者は手話でのコミュニケーションを図る権利があり、その権利が尊重されることを基本とします。

・村の責務 理念に基づき、村民の方に対して手話の理解を広げ、手話の普及につながる施策を実施していきます。

・村民の責務 手話に対する理解を深め、村が実施する施策にご協力をお願いします。

・事業所の役割 ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境整備をお願いします。



保健福祉課 79-2233

特色ある教育通信

6年生 ふれあい公園でみんなを元気に！
看板設置・イベント開催

木の里工房木薫の皆さんにサポートいただきながら、ふれあい公園に小学生が看板を設置しました！公園への設置は村長と産業観光課長へのプレゼンテーションを行ない、承認を得ました。公園の魅力を紹介する看板は、4面あるのが特徴です。

設置お披露目には、幼稚園の園児たちを招待してイベントを行いました。看板で紹介している地形や植物を活かしたネイチャーゲームを行ない、参加者も自分たち自身も楽しんでいるようでした。寒さも忘れて遊び回り、公園中から元気な声が響き渡っていました。

イベントが終盤になっても園児から「もっとやりたい！」と言う声がたくさん上がり、名残惜しそうな場面もありました。村を元気にしたい！をテーマに活動してきた6年生。「ふれあい公園をいろんな人に楽しんでもらいたい！」という願いが叶ったようでした。

教育コーディネーター 今井 晴菜



あわポに関するお知らせ

スマホでご利用中の方「本登録」をお願いします！

「あわポ」は、村のいろいろな活動に参加したり、アンケートに答えたりすることで獲得できます。すでに約750人の村民の方が登録し、お得に利用されています。

貯めたポイントは、村内加盟店で利用可能なギフト券に交換することができます。あわポを利用するためには、村民であることと申請する「本登録」が必ず必要です。「あわポ」はお持ちのメールアドレスだけで利用開始できるため、「本登録」がお済みでない村民の方が多くいらっしゃいます。本登録がお済みかどうか、以下のボタンからご確認の上、本登録を行って頂くようお願いします。



トップ画面右上の「≡」ボタンから、「アカウント情報の登録・確認」と進んでご確認ください。

地方創生推進室 79-2221

産業観光課では、村外の企業や百森でんき(株)と共に「脱炭素先行地域」などに取り組み、公共施設や学校、村営住宅などに再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を進めています。目標達成のため、村ぐるみの取組として皆さんのご家庭でも二酸化炭素排出削減に取り組んでいただけるように「低炭素なむらづくり推進施設設置補助金」を準備しています。



補助制度では、例えば、太陽光発電・太陽熱温水器や古い冷蔵庫の買い替え、電気自動車などの購入に対して一定額の補助がつき、設備を購入することで二酸化炭素排出削減、生活費削減、防災の備えにもなります。環境負荷軽減により世界へ貢献できるだけでなく、家計の助けに、もしもの時の備えになるメリットもついてくるなら取り組みやすいと思いませんか？

SDGsの目指す持続可能な社会の創造に向け、低炭素な暮らしから一人一人の暮らしをより充実させ、皆で村の将来を作り上げていきましょう。

担当課…産業観光課



地方創生推進室：79-2221

期間限定！

公式SNS写真募集のお知らせ

西栗倉村の魅力が村内外に発信するため、村内で撮影された自然や風景、暮らしの写真を募集します。提供いただいた写真の一部は、公式SNS、HP、広報に掲載いたします。また、提供枚数に応じて「あわくらポイント(あわポ)」が付与されます。

「あわポ」が500P以上貯まると、村内加盟店で利用可能な500円分または1000円分のギフト券に交換できます。

募集期間…2024年1月1日～2024年3月31日

投稿者(付与対象者)…村民誰でも

利用範囲…西栗倉村役場各種SNS

あわポ付与…写真1枚につき100P

※投稿翌月に自動付与されます。窓口にお越しいただく必要はありません。

※投稿枚数に上限はありませんが、あわポ付与対象は1名最大500P/月までとなります。

投稿フォームはこちら↓



写真投稿について
あわポについて

産業観光課 79-2230
地方創生推進室 79-2221

村の風景
昨年未に行われた
スポーツ少年団バレーボール部
の活躍を見届けたいです。



申告に必要なもの

- ①税務署から申告書が届いている方は、必ずその申告書を持参してください。
- ②印鑑（認印）、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- ③令和5年中の所得がわかる書類
※給与・年金の源泉徴収票、保険の満期や解約・個人年金の申告用証明書・事業所得・不動産所得・補助金・助成金収入などの収支がわかる書類
- ④令和5年中の控除がわかる書類
※社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料の支払い明細書
※生命・地震保険料控除を受ける方は、支払保険料控除証明書
※医療費控除を受ける方は、下記☆2参照
- ⑤障害者控除を受ける方は、障害者手帳
- ⑥山林所得・土地、建物等の譲渡所得のある方は、売買契約書または明細書
- ⑦還付を受ける場合は、[申告者本人名義の預貯金通帳](#)

☆1 農業所得がある方は収支計算書が必要です

農作物（米・野菜など）を作付けして出荷・販売した方は申告が必要です。次の書類を持参してください。

- ①農業所得用収支内訳書（折込参照）
※必ず事前に作成して持参してください。収支内訳書のできている方から受け付けます。
- ②領収書（事前に収支内訳書の項目ごとに整理してください）・帳簿等
- ③農機具などの販売証明書

☆2 医療費控除について

医療費控除を受ける場合には、次のAもしくはBの提出が必要となります。領収書の提出は不要です。（※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められた時は、提示または提出しなければなりません。）

A：医療費控除に関する明細書

明細書には①医療を受けた人、②病院または薬局ごとに、年間の合計医療費を記載してください。必ず事前に作成して持参してください。明細書のできている方から受付を行います。

※医療費控除に関する明細書が必要な方は役場までお申し出ください。（国税庁HPからもダウンロードできます。）

B：保険者から送付される医療費通知

※国民健康保険の方は1月～12月分について、[2月中旬](#)より保健福祉課窓口にて発行できます。希望者のみ発行のため、必要な方は保健福祉課へお申し出ください。

※後期高齢者医療保険の方は1月～12月分について、[2月に郵送予定](#)です。

注意→支払った医療費のうち受け取った生命保険や社会保険等を差し引きしたものが医療費控除額となります。

青色申告で10万控除、65万控除を受けられる方へ

※青色申告はご自身で帳簿、領収書を整理、申告することで控除を受けることができる制度です。申告会場の支援は行いませんので、ご自身で作成、提出ください。

確定申告について、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成ができます。作成したデータは、印刷して郵送することができます。また、「e-Tax（電子申告）」「スマホ申告（自宅からのe-Tax）」を利用して提出することもできます。また、税務署の申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。LINEを通じたオンライン事前発行も可能ですので、ご活用ください。

令和6年2月16日（金）～3月15日（金）まで

令和5年分の所得税確定申告が始まるのに併せて、令和6年度住民税（村県民税）の申告受付を行います。役場では、「納税相談日程表」とおり、あわくら会館東4（役場内）の会場において納税相談を行います。申告が必要な方は、会場へお越しください。

所得税の確定申告は、津山税務署でも受け付けていますのでご利用ください。（令和6年2月16日～）（注）青色申告の方は、村の申告相談会場では受付できません。税務署にご相談ください。

納税相談日程表

会場：あわくら会館東4 午前8時45分～午後4時			
2月16日（金）	別府	28日（水）	猪之部
19日（月）	引谷	29日（木）	大茅
20日（火）	中土居	3月1日（金）	谷口
21日（水）	下土居	4日（月）	坂根
22日（木）	筏津・知社	5日（火）	村営住宅
26日（月）	影石	3月6日（水） ～15（金）	5日（火）までに 申告できなかった方
27日（火）	塩谷		

確定申告が必要な方

○事業所得や不動産所得などがある場合

令和5年中に事業所得（営業・農林業など）、不動産所得、配当所得、譲渡所得などがあった方で、所得金額が、所得控除の合計額を超える方

○給与所得者の方で以下に該当する場合

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ②年末調整済みの給与+退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ③給与を2カ所以上からもらっている方など

※医療費控除や寄付金控除など各種控除を追加する場合や年の途中で退職して年末調整を受けていない方が、還付を受けるためには申告が必要です。

○副業による所得がある場合 雑所得としての申告が必要です。

○個人年金、保険の満期返戻金等の受け取りがある場合 雑所得としての申告が必要です。

※年金所得者の方で、「公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」の方は確定申告が不要です。

※青色申告または直接税務署へ確定申告をされる方で、社会保険料控除証明書（国民健康保険税等）が必要な方は、[総務企画課](#)または[保健福祉課](#)の窓口へお申し出ください。

確定申告が不要でも住民税申告が必要な場合があります。住民税申告が不要な方は次のとおりです。

住民税申告が不要な方

- ①すでに確定申告書を税務署に提出している方
- ②給与所得のみの方で、勤務先で年末調整を受けた方
- ③公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）のみの所得の方
- ④令和5年中に無収入であった方で、村内の親族に扶養されている方

この申告は、令和6年度の村県民税や国民健康保険税などの賦課のための資料となるほか、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、福祉サービスの算定資料になります。[申告されていないため、軽減が受けられない場合や所得証明書が発行できない場合がありますので、必ず期限内に申告して下さい。](#)

◆ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/> ◆問い合わせ先 津山税務署 0868-22-3147

私たちヘルスボランティア委員会です

12月8日（金）あわくら会館 百森ひろばで「かかりつけ医普及啓発講座」を開催しました。講師に、西栗倉村診療所所長 谷本尚吾先生を迎え、「かかりつけ医とフレイル予防」についてお話をいただきました。かかりつけ医の必要性や、「フレイル」とはどんな状態で、予防はどんなことに気を付けるとよいかなど、谷本先生がわかりやすく話してくださいました。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるためのヒントが見つかるような講演会でした。



保健福祉課 79-2233

あなたの街で会いましょう！ 弁護士無料相談会

岡山弁護士会では、弁護士事務所のない県内の全ての市町村で、弁護士による無料相談会を開催します。西栗倉村では下記の日程で開催されますので、法律に関することでお困りの方は、この機会を是非ご利用ください。

- ①日 時… 令和6年3月4日(月) 午後1時～5時(予約不要)
- ②場 所… いきいきふれあいセンター
- ③相談内容… 法律問題全般
- ④相談時間… 30分程度
- ⑤相談料… 無料

岡山弁護士会 086-221-8850
保健福祉課 79-2233

おしえて年金

令和6年3月から「国民年金保険料」の口座振替・クレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替（立替）できるとなります。

- 【令和6年3月以降の受付分からは】
年度の途中からでも、年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替可
- ◆初回振替時に当月分から当年度3月分（または翌年度3月分）まで、まとめて振替（割引あり）
- ◆初回振替後最初の4月末に1年分（または2年分）まとめて振替（割引あり）

※6ヶ月前納を選択した方で、初回振替日が5月末から9月末となる場合は、最初の10月末に初めて6ヶ月分まとめて（前納）の振替となります。
※口座振替の場合、初回振替時に前月分の保険料が未納の場合は、前月分の保険料と合わせて振替します。

お問い合わせ
津山年金事務所
0868-31-2360

俳句

あわくら俳句教室 十二月句会 選者 乾 北星

「兼題」
返り花荒野に光集めをり 小椋仁美
過ぎ去りしものの迅さや年の暮 小坂康子
冬着きて踏み出す一步七十路 春名知子
荒星の落ちて生るる赤子あり 宮本竜治
縁側に吾子と並びて冬うらら 春名サラ
餅搗や武骨な手からまるき餅 乾 沙織

選者吟
一行の詩に明け暮れて去年今年
毎月第三土曜日の午後一時三〇分からあわくら会館で活動しています。丁寧にご教えますので、初心者の方もぜひご参加ください。

川柳

栗の実川柳社 令和六年一月句会から

「幸せ」
親切にされて幸せと思う今 清水 早苗
幸せは今日も変わらぬ朝が来た 井上 吉男
悲しさ増す非情の雪の能登地震 井上 吉男
雪除けの道具揃えて雪を待つ 熊見まちこ
雪道をお尻降り降り車行く 春名佳世子
さそい合いとんど行事に足運ぶ 清水 早苗
炎は高くとんど復活四年ぶり 熊見まちこ
とんどの煙額に炭を病よけ 建元 照子
いつ終息遠く離れた空の下 建元 照子
故郷を思い帰省に胸弾む 春名佳世子

人の動き

令和6年1月1日現在の動き

- 人口 1,339人 (-5)
- 男 636人 (-3)
- 世帯 602戸 (+1)
- 女 705人 (±0)

12月中の移動

出生	0人
死亡	1人
転入	3人
転出	7人

■ お誕生おめでとう

なべしま あさひ

鍋島 旭ちゃん

1月7日生まれ(知社)

お父さん 知弘さん

お母さん 奈保子さん

■ 幸せ多い人生を

河野 奨矢 様(中土居) (森) 尚子 様(八頭町)

■ 善意の窓

令和5.12.10～ 令和6.1.23

お大事にしてください

別府 小椋 多久美 様

本人 退院内祝

■ 亡くなられた方

乾 満洲男 様(引谷) 1月9日 91歳

浅野 實正 様(谷口) 1月14日 87歳

入札状況 (税込み)

担当課	事業名	施工場所	落札業者名	契約金額(千円)
建設課	令和5年度林道深山線橋梁保全工事	林道深山線	木原造林(株)勝英事業所	6,435
建設課	令和5年度林道橋梁点検診断業務委託	西粟倉村全域	ファナテック株式会社	3,135
建設課	令和5年度あわくら木回廊改修工事	影石	(有)森岩木材	26,620
建設課	令和5年度いきいきふれあいセンター地中熱利用設備導入工事	影石	(株)末元住宅設備	87,450

[投稿方法]

・パソコン・スマートフォンから…

西粟倉村役場ホームページにアクセス→画面上「お問い合わせ」→「村民掲示板」へ

・あわくら会館内(図書館受付)に設置してある掲示板用紙を投稿箱へ



◀ 村民掲示板ページ QRコード

留意事項

毎月広報係が内容を精査し、掲載の可否を決定します。(15日頃までの投稿を次号へ掲載) 事業性のある広告は一般チラシとして有料で折り込みを受け付けています。

村民掲示板
やりたいことやイベント情報を発信したい！
協力者募集！などの声を大募集＆発信中！

地域福祉推進
のために

社協だより

西粟倉村老人クラブ連合会からのお知らせ

西粟倉村老人クラブ連合会と各地区単位クラブで組織されています。連合会では、ゲートボール大会、囲碁ボール大会、グラウンドゴルフ大会、奉仕作業、子供達との交流事業などを実施しています。

地区単位クラブは、新年会や会員の相互の親睦を深める楽しい行事を企画して活動を行っています。一緒に楽しく活動しましょう。



令和6年度の会員を募集します。村内在住の65歳以上の方ならどなたでも入会できます。入会に関しては、各地区老人クラブ役員又は社会福祉協議会まで

配食サービス事業のご紹介

社会福祉協議会では、西粟倉村の皆さんが「いきいきと元気で暮らせる地域を目指して」事業に取り組んでいます。

配食弁当は、調理スタッフが季節の食材を使った手作り弁当で、ひとり暮らしの方と高齢者世帯の方に“おかず弁当”を届けています。お届けボランティアが週2日「こんにちは！お弁当です！お変わりありませんか？」と声をかけながら、安否確認を行っています。お届けした皆様の“笑顔”と“ありがとう”に元気をもらいながら活動をしています。

お届けスタッフも随時募集しています。

配食弁当を希望される方は、

民生・児童委員、社会福祉協議会まで

お問い合わせください!!

【お弁当の申込みを希望される方は…】

対象者：ひとり暮らしの方(70歳以上)

高齢者世帯の方(75歳以上)

内容：おかずのみ(1食400円)

配達日：毎週 火曜日と金曜日



スタッフの紹介をします。

(お届けスタッフ)

白畠 正宏さん 河野 美行さん

井上万里子さん 野々上英男さん

社協 職員

(調理スタッフ)

延東 誠子さん 平田むつみさん

関 茂子さん

社協 職員

ボランティアいろいろ

西粟倉村社会福祉協議会では、住民の方が活躍できる事業を行っています。一緒に活動してくれる会員を随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

ミニシルバー人材センター



福祉有償運送事業ドライバー

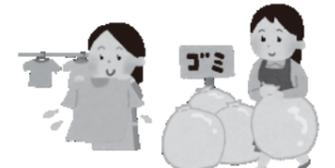
一時預かり託児「おひさま」
病児・病後児保育「にじ」



であい茶屋スタッフ



生活応援センター楽々



配食弁当



PICK UP !

あわくら大学 12月講座「たのしい発表会」

あわくら大学 12月講座は、西粟倉幼稚園にて、「たのしい発表会」の演目を披露していただきました。

園児たちは、たのしい発表会で披露した歌や踊り、合奏や劇など、クラスごとに演じてくれました。大学生の笑顔やたくさんの拍手のおかげで、のびのびと元気よく演じることができました。また、大学生から園児たちにちょっと早いクリスマスプレゼントを渡し、とても喜んでくれている様子に、大学生たちも笑顔いっぱいでした。

教育委員会



2/11	日	図書館休館日	
12	月		可燃
13	火		
14	水		
15	木		可燃
16	金		資源
17	土	む labo のオープンデー 10:00-15:00 (む labo (旧 JA))	
18	日		
19	月	図書館休館日 (蔵書点検期間)	可燃
20	火		
21	水		
22	木		可燃
23	金		びん
24	土		
25	日		
26	月		可燃
27	火		
28	水		
29	木		可燃
3/1	金		資源
2	土		
3	日		
4	月		可燃
5	火		
6	水		
7	木		可燃
8	金		かん
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		

